

改 正 案

現 行

（所掌事務）

第一条 中央環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基
本法第四十一条第二項及び第三項に規定するもののほか、化学
物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律
第一百七号）第五十六条、資源の有効な利用の促進に関する法
律（平成三年法律第四十八号）第三十三条第三項及び特定化学
物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する
法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条の規定に基づきそ
の権限に属させられた事項を処理する。
（略）

（所掌事務）

第一条 中央環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基
本法第四十一条第二項及び第三項に規定するもののほか、化学
物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律
第一百七号）第四十一条、資源の有効な利用の促進に関する法
律（平成三年法律第四十八号）第三十三条第三項及び特定化学
物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する
法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条の規定に基づきそ
の権限に属させられた事項を処理する。
（略）

2

（略）

2

（略）

附 則

1・2 (略)

(技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品に関する暫定措置)

3 法第二十八条第二項の政令で定める製品については、当分の間、第九条の表中「三 業務用写真フィルム」とあるのは、「三 業務用写真フィルム」とする。

四 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」とする。

附 則

1・2 (略)

(技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品に関する暫定措置)

3 法第十七条第二項の政令で定める製品については、当分の間、「第三条の二の表」中「三 業務用写真フィルム」とあるのは、「三 業務用写真フィルム」とする。

四 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」とする。

の許可を受けようとする者

三 法第二十二条第一項
の許可を受けようとする者

百円

四万六千七百円
三万九千九百
円

(審議会等で政令で定めるもの)

第十三条 法第五十六条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(削る)

可を受けようとする者

三 法第十一条第一項の
許可を受けようとする
者

百円

四万六千七百円
三万九千九百
円

(審議会等で政令で定めるもの)

第七条 法第四十一条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

2 法第四十一条第二項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

環境大臣	経済産業大臣
中央環境審議会	化学物質審議会

第十一條 法第三十六条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。

(略)	(略)
-----	-----

(手数料)

第十二条 法第四十九条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。

納付しなければならない者	金額	電子申請による場合における金額
一 法第十七条第一項の許可を受けようとする者	二十二万六百円	二十一万三千七百円
二 法第二十一条第一項	十二万千七百円	十一万七千二

第五条 法第二十七条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。

(略)	(略)
-----	-----

(手数料)

第六条 法第三十五条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。

納付しなければならない者	金額	電子申請による場合における金額
一 法第六条第一項の許可を受けようとする者	二十二万六百円	二十一万三千七百円
二 法第十条第一項の許可を受けようとする者	十二万千七百円	十一万七千二

(技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品)

第九条 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

(略)	(略)
(略)	(略)

(第二種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品)

第十条 法第三十五条第一項の政令で定める製品は、第二条第十一号から第二十三号までに掲げる第二種特定化学物質（次条の表第三号において「トリブチルスズ化合物」という。）については、塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。）とする。

(技術上の指針の公表を行う第一種特定化学物質が使用されている製品)

(技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品)

第三条の三 法第十七条第二項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

(略)	(略)
(略)	(略)

(第二種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品)

第四条 法第二十六条第一項の政令で定める製品は、第一条の二十一号から第二十三号までに掲げる第二種特定化学物質（次条の表第三号において「トリブチルスズ化合物」という。）については、塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。）とする。

(技術上の指針の公表を行う第一種特定化学物質が使用されている製品)

合を含む。) の政令で定める数量は、一トンとする。

(優先評価化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合

第六条 法第九条第一項第二号の政令で定める数量は、一トンとする。

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替する)ことが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。

(略)	(略)
(略)	(略)

(第一種特定化学物質を使用することができる用途)

第八条 法第二十五条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。

(新設)

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

第三条 法第十三条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替する)ことが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。

(略)	(略)
(略)	(略)

(第一種特定化学物質を使用することができる用途)

第三条の二 法第十四条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。

H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル。第七条の表第五号において「クロルデン類」という。）

九〇一二（略）

十三 ドデカクロロペントシクロ「五・三・〇・〇・〇・〇・〇」<sup>二六
三九
四八</sup> デカン（別名マイレックス。第七条の表第九号において「マイレックス」という。）

十四～二十四（略）

二十五 テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル。第七条の表第十一号において「テトラブロモジフェニルエーテル」という。）

二十六 ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル。第七条の表第十三号において「ペンタブロモジフェニルエーテル」という。）

二十七・二十八（略）

第一条（略）
第三条（略）

（審査の特例等の対象となる場合）

第四条 法第五条第四項第一号の政令で定める数量は、十トンとする。

（一般化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）
第五条 法第八条第一項第二号（同条第二項において準用する場

H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル。第三条の表第五号において「クロルデン類」という。）

九〇一二（略）

十三 ドデカクロロペントシクロ「五・三・〇・〇・〇・〇・〇」<sup>二六
三九
四八</sup> デカン（別名マイレックス。第三条の表第九号において「マイレックス」という。）

十四～二十四（略）

二十五 テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル。第三条の表第十一号において「テトラブロモジフェニルエーテル」という。）

二十六 ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル。第三条の表第十三号において「ペンタブロモジフェニルエーテル」という。）

二十七・二十八（略）

第一条の二（略）
第二条（略）

（審査の特例等の対象となる場合）

第二条の二 法第四条の二第四項第一号の政令で定める数量は、十トンとする。

（新設）

改 正 案

現 行

(第一種特定化学物質)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一 (略)

四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一・四・四a・五・八・八a—ヘキサヒドロ—エキゾ一一・四—エンド—五・八—ジメタノナフタレン（別名アルドリン。第七条の表第三号において「アルドリン」という。）

五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一六・七—エポキシ一一・四・四a・五・六・七・八・八a—オクタヒドロ—エキゾ一一・四—エンド—五・八—ジメタノナフタレン（別名デイルドリン。第七条の表第四号において「デイルドリン」という。）

六 (略)

七 一・一・一トリクロロ一二・二—ビス（四—クロロフェニル）エタン（別名DDT。第七条の表第三号において「DDT」という。）

八 一・二・四・五・六・七・八・八—オクタクロロ一一・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ一一H—インデン、一・四・五・六・七・八・八—ヘプタクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノ一一

(第一種特定化学物質)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一 (略)

四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一・四・四a・五・八・八a—ヘキサヒドロ—エキゾ一一・四—エンド—五・八—ジメタノナフタレン（別名アルドリン。第三条の表第三号において「アルドリン」という。）

五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一六・七—エポキシ一一・四・四a・五・六・七・八・八a—オクタヒドロ—エキゾ一一・四—エンド—五・八—ジメタノナフタレン（別名デイルドリン。第三条の表第四号において「デイルドリン」という。）

六 (略)

七 一・一・一トリクロロ一二・二—ビス（四—クロロフェニル）エタン（別名DDT。第三条の表第三号において「DDT」という。）

八 一・二・四・五・六・七・八・八—オクタクロロ一一・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ一一H—インデン、一・四・五・六・七・八・八—ヘプタクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノ一一

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対象条文一覧)

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）
- 中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）
- 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）

9 8 1

理由

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、一般化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない数量等を定める必要があるからである。

第三条 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項中「第四十一条」を「第五十六条」に改める。

附 則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

の次に次の二条を加える。

(一般化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合)

第五条 法第八条第一項第二号（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める数量は、一トンとする。

(優先評価化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合)

第六条 法第九条第一項第二号の政令で定める数量は、一トンとする。

第二条を第三条とし、第一条の二を第二条とする。

附則第三項中「第十七条第二項」を「第二十八条第二項」に、「第三条の三の表」を「第九条の表」に改める。

(中央環境審議会令の一部改正)

第二条 中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四十一条」を「第五十六条」に改める。

(経済産業省組織令の一部改正)

「に改め、同条第二十六号中「第三条の表第十三号」を「第七条の表第十三号」に改める。

第七条第一項中「第四十一条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条を第十
三条とする。

第六条中「第三十五条」を「第四十九条」に改め、同条の表中「第六条第一項」を「第十七条第一項」
に、「第十条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第十一条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、
同条を第十二条とする。

第五条中「第二十七条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第四条中「第二十六条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第一条の二第十一号」を「第二条第十一
号」に改め、同条を第十条とする。

第三条の三中「第十七条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第九条とする。
第三条の二中「第十四条」を「第二十五条」に改め、同条を第八条とする。

第三条中「第十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第二条の二中「第四条の二第四項第一号」を「第五条第四項第一号」に改め、同条を第四条とし、同条

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第二百一十七号）第八条第一項第二号（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第九条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部改正）

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第三条の表第三号」を「第七条の表第三号」に改め、同条第五号中「第三条の表第四号」を「第七条の表第四号」に改め、同条第七号中「第三条の表第三号」を「第七条の表第三号」に改め、同条第八号中「第三条の表第五号」を「第七条の表第五号」に改め、同条第十三号中「第三条の表第九号」を「第七条の表第九号」に改め、同条第二十五号中「第三条の表第十二号」を「第七条の表第十二号」

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部改正

一 一般化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない数量は、一トンとすること。

(第五条関係)

二 優先評価化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない数量は、一トンとすること。

(第六条関係)

第二 関係政令の整備

中央環境審議会令及び経済産業省組織令の所要の規定の整備を行うこと。

第三 この政令の施行期日について定めること。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する
法律の施行期日を定める政令の概要

1. 政令の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が通常国会で成立したことを踏まえ、その施行期日を定める。

2. 政令の内容

改正法は新たな規制措置の導入であり、事業者を始めとした関係者に対して広く周知するとともに、準備期間を設けることが必要である。

そのため、それぞれの規制措置に係る準備に必要な期間を考慮し、改正法の施行期日を平成22年4月1日とし、附則第1条第3号に定める規定については、平成23年4月1日とする。

3. スケジュール

閣 議：平成21年10月27日（主請議は経済産業大臣）
公 布：平成21年10月30日

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年五月二十日法律第三十九号） （抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第二条並びに附則第三条（第三項を除く。）及び第七条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

理由

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）附則第一条（第一号及び第二号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は平成二十二年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は平成二十三年四月一日とする。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年五月二十日法律第三
十九号）（同法附則第一条第一号から第三号までの規定を除く。）の施行期日を平成二十二年四月一日とし
、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日を平成二十三年四月一日とすること。

(3) 化学物質審査規制法の施行状況 について

化学物質審査規制法の施行状況について

平成 21 年 10 月 28 日

環境省環境保健部

化学物質審査室

1. 化学物質審査小委員会における審議状況

前回環境保健部会での報告以降（平成 21 年 1 月～平成 21 年 10 月）開催された化学物質審査小委員会（以下「審査小委員会」という。）における審議状況は、以下のとおり。

(1) 新規化学物質

第 85-93 回審査小委員会において、延べ 337 件について審査を行った。

① 通常審査の状況

- ・分解性、蓄積性、人への毒性及び動植物への毒性に係る試験結果が添付された届出 48 件に対して審査を実施。
- ・高分子化合物については、安定性試験等をもとに 136 件の審査を実施。
- ・良分解性化合物については、分解度試験をもとに 15 件の審査を実施。

② 低生産量新規化学物質の特例審査の状況

- ・難分解性であるが、高蓄積性でないと判定された物質については、毒性が不明であっても、製造・輸入数量の国内総量が 10 トン以下であること等について 3 大臣（環境大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣）の確認を受けることにより、製造・輸入が可能。これについて 138 件の審査を実施。

(2) 既存化学物質

第 85-93 回審査小委員会において、延べ 55 件について審査を行った。

（生態影響の観点からは、うち 13 物質について審議を実施。）

表. 化学物質審査小委員会における平成 21 年 1 月～平成 21 年 10 月の審議物質数

	第85回 H21. 1. 16	第86回 H21. 3. 27	第87回 H21. 4. 24	第88回 H21. 5. 22	第89回 H21. 6. 26
審議物質数 (新規化学物質)	21 (21)	72 (72)	50 (50)	26 (26)	41 (25)
(既存化学物質)	—	—	—	—	(16)

	第90回 H21. 7. 23	第91回 H21. 7. 24	第92回 H21. 9. 25	第93回 H21. 10. 23
審議物質数 (新規化学物質)	12 —	38 (38)	42 (42)	90 (63)
(既存化学物質)	(12)	—	—	(27)

参考. 化学物質審査小委員会における審議物質数（平成 17 年度以降）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年※
審議物質数	432	454	527	476	300
(新規化学物質)	(318)	(356)	(446)	(376)	(244)
(既存化学物質)	(114)	(98)	(81)	(100)	(56)

※平成 21 年度は平成 21 年 10 月 23 日までの審議物質数

2. 中間物等の特例に係る事前確認・事後監視の状況

予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生ずるおそれがないものとして政令で定める場合（中間物、閉鎖系等用途、輸出専用品）は、3 大臣（環境大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣）の事前確認を受けることにより、審議会（審査小委員会）における毒性等の審査を受けることなく製造・輸入が可能となる。

平成 19 年度には 225 件、平成 20 年度は 176 件、平成 21 年度は 81 件（平成 21 年 10 月 21 日現在）の事前確認を実施した。

また、平成 17 年度より確認を受けた事業所への立入検査による事後監視を開始しており、環境省（本省及び地方環境事務所）、厚生労働省、経済産業省及び（独）製品評価技術基盤機構が協同して、平成 17 年度は 1 件、平成 18 年度は 10 件、平成 19 年度は 28 件、平成 20 年度は 40 件、平成 21 年度は 17 件（20 年 10 月 28 日現在）の立入検査を実施した。

立入検査対象事業所は、原則前年度に製造・輸入の実績があった事業所の中から確認物質数や地域分布などを考慮して選定しているが、300 を超える確認事業所に対する確実な事後監視を進めるため、今後もできる限り多くの事業所への立入検査を実施する。

3. 規制対象物質の指定状況

規制対象物質の種類	指定物質数	規制等の措置内容
第一種特定化学物質 (難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性あり)	16 (0)	製造・輸入の許可制、使用の制限（事実上の禁止）等
第二種特定化学物質 (難分解性、人又は生活環境動植物への長期毒性あり、環境中に相当程度残留)	23 (0)	製造・輸入量の制限等
第一種監視化学物質 (難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性不明)	36 (0)	製造・輸入量の実績の届出等

第二種監視化学物質 (難分解性、人への長期毒性の疑いあり)	952 (31)	
第三種監視化学物質 (難分解性、生態毒性あり)	157 (33)	

(注) 平成 21 年 10 月 28 日現在で告示済みの物質数を示す。指定物質数欄中のかっこ内は、前回環境保健部会以降に指定された物質数を示す。

(4) 化学物質を巡る国際情勢の最 近の動き

- ①水銀規制に関する国際的動向について
- ②ストックホルム条約第4回締約国会議（COP4）の結果について
- ③第2回国際化学物質管理会議（ICCM2）の結果について

国連環境計画（UNEP）における水銀管理に関する検討について

1. これまでの検討経緯

- UNEP では、2001 年より、地球規模での水銀汚染に関連する活動を開始し、2002 年には水銀の人への影響や汚染実態についてまとめた報告書を公表（水銀アセスメント）。
- 2007 年 2 月に開催された第 24 回 UNEP 管理理事会では、水銀対策のための条約制定の可能性も含め、対策強化の選択肢を検討するための作業グループの設置等の決議が採択された。この決議を受けて、2007 年及び 2008 年に作業グループが開催され、水銀対策強化に関し、「自主的取組の強化」、「法的拘束力のある文書の策定」について議論し、対策内容等について共通の要素がまとめられた。
- 2009 年 2 月に開催された第 25 回 UNEP 管理理事会において、2013 年までに水銀規制に関する条約を制定すること及びそのための政府間交渉委員会（以下、「INC」という。）を設置することを合意した。

2. 政府間交渉委員会（INC）

（1）検討事項

- (a) 条約の目的の明確化
- (b) 水銀供給の削減と環境上適正な保管能力の強化
- (c) 製品及び工程中の水銀需要の削減
- (d) 水銀の国際貿易の削減
- (e) 水銀の大気放出の削減
- (f) 水銀含有廃棄物及び汚染サイト回復に関する取組
- (g) 意識啓発と科学的情報交換を通した知識の増大
- (h) 途上国の、キャパシティビルディング及び技術・資金支援
- (i) 遵守への取組

（2）予定

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| （2009 年 10 月 | 公開作業グループ会合（19 日～23 日 バンコク） |
| 2010 年 6 月頃 | 第 1 回政府間交渉委員会（以降、計 5 回程度開催予定） |
| 2013 年 2 月 | 第 27 回 UNEP 管理理事会に検討結果を報告 |

3. 國際的な水銀管理に向けた我が國の貢献

- 我が国は、第1回及び第2回作業グループ会合において、アジア・太平洋地域代表を務め、当該地域の意見を取りまとめるとともに、これを他地域に説明・共有し、地域の意見のプレアップを行うとともに、会議全体の議長団の一員として、議論の進展のために知的貢献を行った。
- これに先立ち、2008年9月には、東京において同地域諸国を招いてコンサルテーション会合を開催、UNEPでの議論への理解を促進するとともに、日本が経験した水俣病の詳細や、製造工程等の転換に関する経験、測定法等について知見を提供した。
- その他、水銀廃棄物管理分野のパートナーシップにおいてリードとなる等我が国は国際的な水銀対策において積極的に貢献している。

国際的な水銀対策の強化（「水銀条約」交渉対応）

背景

- 平成14年12月 世界水銀アセスメントの公表
- 平成21年2月 第25回UNEP管理理事会において水銀規制に関する条約制定に向けて平成22年に向けて平成22年に政府間交渉委員会を開催することに合意。（平成25年2月の第27回UNEP管理理事会で検討結果を報告し、条約化）

緊急性

- 水俣病経験国として、水銀条約の交渉をリード
- 平成25年2月に決する水銀条約交渉の進捗に応じ
我が国の主張を効果的にインプット
- 特に我が国の家電、蛍光灯、鉛等から水銀回収の実態、輸出入に係る検討を進め、適切に国際交渉を主導する必要あり（廢り部、水・大気局と分担）。
- 平成22年度に我が国において政府間交渉委員会を開催予定。

交渉スケジュール（今後詳細決定）

- 平成22年に交渉が開始。
- 平成25年1月までに5回程度政府間交渉委員会を開催し、第27回UNEP管理理事会（平成25年2月）に検討結果を報告。

我が国の取組

- 国際交渉の主導
・交渉自体への知的貢献によるリーダーシップの発揮（交渉内容のコンセプト、具体案等の提示）
・政府間交渉委員会の我が国での開催、アジア太平洋地域会合の開催
- （参考：別途予算要求している内容）
- 条約が国内に与える影響の分析、対応の検討（大気への放出管理、貿易の削減、長期保管等条約に含まれるであろう内容が我が国に与える影響の分析及び国内施策での対応を検討し、国際交渉へもフィードバック）

平成22年度要求の概要

- 政府間交渉委員会開催
- （参考：別途予算要求している内容）
- 我が国における高精度の環境監視
- 水銀等有害金属に係る国際削減戦略構築事業
・水銀等有害金属のマテリアルフロー一把握及び排出インベントリ作成事業
・有害金属排出・使用抑制のためのBATTガイドライン策定事業
○ アジア太平洋地域における将来濃度予測

ストックホルム条約第4回締約国会議(COP4)の結果について

1. 会合の概要

○日時:平成21年5月4日(月)から8日(金)

○開催地:スイス・ジュネーブ

○会議の目的:

- ・新たに9種類の物質が同条約の附属書に追加の検討
- ・条約の有効性の評価 等

会合の議長はアリゼラ・モアイエリ(イラン)が務め、我が国からは、外務省、経済産業省及び環境省の担当官が出席した。

会合では、POPs物質のモニタリング報告書を基に条約の有効性に関する評価がはじめて行われるとともに、残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)から締約国会議に附属書への追加を勧告されていた9物質について、製造・使用等を原則廃絶または制限することが決定された。

2. 主な会合結果

(1) 条約への新規 POPs 物質の追加について

○ 附属書A、B、Cへの新規POPs物質の追加について

第3回及び第4回残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)における検討結果を踏まえ、今次締約国会議に附属書A(廃絶)、附属書B(制限)又は附属書C(非意図的放出の削減)への勧告が行われた9物質について、それぞれ下記の表のとおり、附属書への追加が決定された。これらについては、今後、条約の下で、国際的に協調して、その製造・使用等を廃絶・制限することになる。

なお、「PFOSとその塩及びPFOSF」については、日本も含め現時点で代替の見通しの立たない用途があることから、附属書Bに追加することとし、代替技術の開発を進めつつ、将来的な廃絶に取り組むこととなった。

○ 今後の予定

上記により改正される附属書は2010年8月26日に発効予定。我が国においては、それまでに、条約で定められている規制内容に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)や輸出/輸入貿易管理令等により、原則、これら物質の製造・使用等を禁止するための所要の措置を講ずる予定。

○附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル	プラスチック難燃剤	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) -当該物質を含有する製品のリサイクル
クロルデコン CAS No:143-50-0	農薬	・製造・使用等の禁止
ヘキサブロモビフェニル CAS No:36355-01-8	プラスチック難燃剤	・製造・使用等の禁止
リンデン(γ-HCH) CAS No:58-89-9	農薬	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) -アタマジラミ、疥癬の医薬品用の製造と使用
α-ヘキサクロロシクロヘキサン CAS No:319-84-6	リンデンの副生物	・製造・使用等の禁止
β-ヘキサクロロシクロヘキサン CAS No:319-85-7	リンデンの副生物	・製造・使用等の禁止
ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル	プラスチック難燃剤	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) -当該物質を含有する製品のリサイクル

○附属書Bへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩、ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOSF) CAS No: 1763-23-1 CAS No: 307-35-7	撥水撥油剤、界面活性剤	・製造・使用等の禁止 (以下の目的・用途を除外する規定あり) -写真感光材料 -半導体用途 -フォトマスク -医療機器 -金属メッキ -泡消火剤 -カラープリンター用電気電子部品 -医療用 CCD カラーフィルター など

○附属書A及びCへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ペンタクロロベンゼン CAS No: 608-93-5	農薬	・製造・使用等の禁止 ・非意図的生成による排出の削減

(注意)上記の表中の情報は省略・簡略化しているため、規制内容の詳細については、

下記の条約事務局のホームページに掲載されている会議文書参照。

POPs条約ホームページ:<http://www.pops.int/>

(2) 条約の有効性評価について

POPs 条約第 16 条及び COP2 における決議等において、地球規模での環境モニタリングデータ等をもとに、COP4 に最初の条約の有効性評価を行うこととされている。これを受け、POPs 条約対象物質の地域的、地球規模での移動に関する情報や濃度レベルのトレンドを把握するため、COP3 において、地域組織グループ及び調整グループを設置し、COP4 における初回有効性評価に向け、モニタリング報告書を作成することが決定された。

我が国は、条約有効性評価のための調整グループ及び地域組織グループに柴田康行 国立環境研究所化学領域長を派遣し、地域及び全球の評価報告書の作成とりまとめに貢献している。

今次会合では、地球規模での POPs の環境中濃度等に関するモニタリング報告書及び各国から提出された条約の実施状況についてのレポートに基づく情報が初めて取りまとめられた。これは、本条約の初回の有効性評価であり、今後継続的評価における比較を行うための基準となる。

また、今後の有効性評価のため、環境モニタリングデータ、各国から提出された条約の実施状況についてのレポート、及び各国の条約の不遵守の状況に関する情報を基に、評価手法(どのような指標について、どのような手法で評価を行うか等)を検討するためのワーキンググループを設置についても決定された。今後、ワーキンググループでの議論を基に、有効性評価の手順と必要な手配が COP5 において決定される予定。

我が国としても引き続き環境モニタリングデータの提供等を通じた貢献を行っていく予定。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約)の概要

1. 目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有するPOPs(Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質)から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

2. 各国が講すべき対策

- ①PCB等9物質の製造、使用の原則禁止及び原則制限(DDTのみ)
- ②ダイオキシン、PCB等4物質の非意図的生成物質の排出の削減
- ③POPsを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理
- ④これらの対策に関する国内実施計画の策定
- ⑤その他の措置
 - ・条約対象12物質^{*1}と同様の性質を持つ有機汚染物質の製造・使用を防止するための措置
 - ・POPsに関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
 - ・途上国に対する技術・資金援助の実施

3. 条約の発効

平成16年5月17日発効(日本は平成14年8月30日に締結済)。平成21年10月1日現在165ヶ国(+EC)が締結。

4. 条約発効後の動き

対象物質追加の検討を行うPOPs検討委員会会合を、平成17~20年の各年11月に開催。平成21年5月に開催されたCOP4において新たに9物質^{*2}の追加が決定された。

5. 我が国の対応

- 対象物質の製造・使用禁止等については、化審法、農薬取締法等で措置。
- 関係省庁連絡会議(議長は環境保健部長)において国内実施計画を作成し、平成17年6月、地球環境保全に関する関係閣僚会議にて了承。
- 我が国の主導により東アジアPOPsモニタリング事業を実施。
- POUs検討委員会に北野大 明治大学教授を、条約有効性評価のための調整グループ及び地域組織グループに柴田康行 国立環境研究所化学領域長を派遣。

※1 対象物質:

アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン、ヘプタクロル、トキサフェン、マイレックス、ヘキサクロロベンゼン、PCB、DDT、ダイオキシン・ジベンゾフラン

※2 COP4において追加された物質:

クロルデコン、リンデン、テトラ・ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモビフェニル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOS 及びその塩、PFOSF)、ペンタクロロベンゼン、ヘキサ・ヘプタブロモジフェニルエーテル、 α -ヘキサクロロシクロヘキサン(α -HCH)、 β -ヘキサクロロシクロヘキサン(β -HCH)

第2回国際化学物質管理会議(ICCM2)の結果について

1. 会合の概要

○日時:平成 21 年 5 月 11 日(月)から 15 日(金)

○開催地:スイス・ジュネーブ

○会合の目的:

- ・2020 年までに化学物質が人の健康・環境への影響が最小となるような方法で生産・使用されることを目標とした「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」(SAICM) の実施状況のレビュー
- ・ナノ材料の安全性等の課題への対応
- ・SAICM 実施のための財政措置のあり方 等

議長はイワン・アルジェン氏(スロベニア保健省事務次官・中東欧地域代表)が、副議長は日本(アジア太平洋地域代表・書記を兼務)、チリ(ラテンアメリカ地域代表)、セネガル(アフリカ地域代表)及びスペイン(西欧等代表)が務め、我が国からは外務省、経済産業省及び環境省の担当官が出席した。なお、会合の議長団の任期は第3回国際化学物質管理会議(ICCM3)終了時までであり、この議長団が ICCM3 までの間に開催される作業部会においても議長団を務める。

2. 主な会合結果

(1) SAICM 実施状況のレビュー

SAICM の実施状況については、実施のための着実な努力が進められている一方、途上国ではなおも実施のための能力が欠如しており、経済的・技術的支援が必要との指摘が途上国等からなされた。また、人の健康や動植物への影響、管理方法等に関連する情報へのアクセスをさらに向上させるべきとの意見もみられた。

このため、財政措置や「新規の課題」の議論において係る点が考慮されることとなった。

(2) 「新規の課題」

ナノテクノロジー及びナノ材料、製品中化学物質、e-Waste 及び塗料中鉛のそれぞれについて、ICCM3 に向けた、各国、国際機関及び関係者の検討事項についての決定が行われた。また、今後の ICCM における「新規の課題」の選定方法についても決定された。

なお、これら新規の課題の検討の成果については、平成 23 年を目途に作業部会が開催され、進捗状況の検討等がなされ、議論の上、ICCM3 での検討に付される。

① ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料

ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料のベネフィット及びリスクに対応するための途上国等の能力向上、各國政府及び産業界による人の健康及び環境保全のための行動の促進、ベネフィット及びリスク双方をよりよく理解するための研究の促進、公衆のためのセミナーの開催、情報へのアクセスの改善等に関する各國の施策の強化等が決定された。

② 製品中化学物質

既存情報システムに関する情報の収集・整理及び評価、今後の活動のための提案の検討を行うこととし、UNEP がこの作業をリードし、ワークショップを開催することとなった。また、UNEP の検討に助言を行う運営委員会が設置され、世界各地域からの専門家、国際機関及び NGO の代表

が今後推薦されることとなった。

③e-Waste

電化製品のライフサイクルを通じた化学物質の管理に着目した活動が必要との観点から、バーゼル条約等の関連機関と連携し、将来活動について検討するためのワークショップが開催されることとなった。

④塗料中鉛

G8 環境大臣会合においても子どもの環境保健に関連して言及された課題であり、既に提唱されているグローバルパートナーシップ活動において、関係者の意識向上、鉛ばく露の可能性の検討などを行うことを要請することとなった。

(3)将来の「新規の課題」の選定

将来の ICCM で検討される「新規の課題」を選定するプロセスについても検討がなされた。提案者は ICCM 開催の 18 ヶ月前までに案を提出することとされた。

(4)作業部会

次回 ICCM までに関係作業の進捗状況等を検討するため、平成 23 年に作業部会が開催される予定。

(5)SAICM 実施のための財政措置のあり方

途上国における SAICM 実施を支援するために SAICM 事務局に設置された信託基金については、平成 25 年まで設置期間を延長することとされた。また、世銀等の機関や GEF に対して関係活動の拡大を検討するよう呼びかけることとなった。

なお、SAICM への日本の貢献が評価され、他国とともに UNEP から表彰された。

(6)その他

①ペルフルオロ化合物(PFOS,PFOA 等を含む)に関する決定

米国の提案により、ペルフルオロ化合物を含む製品に関する情報交換についての各国及び国際での活動拡大等が決定された。

②地域代表

各地域の地域代表が交代した。これまで日本(環境省戸田室長)が務めたアジア太平洋地域代表については、今次会合終了時からインドが務めることとなった。

新たな地域代表は、米国、インド、ジャマイカ、ポーランド及びザンビア。

3. 今後の対応

我が国は、化学物質管理のための国際協調に積極的に関与していくこととしており、ICCM2 の副議長を務めた国として、アジア太平洋地域グループ及び他地域グループ、事務局等と緊密に連携し、検討を促進するとともに、国内においても SAICM 国内実施計画の策定及び SAICM に位置づけられた各種施策の着実な実施を進める。

SAICM の概要

1. 概要

第1回国際化学物質管理会議(ICC M、2006年2月4~6日、ドバイで開催)で採択された「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」(Strategic Approach to International Chemicals Management, SAICM)。

SAICM は、2020 年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標とし、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進などを進めることを定めたもの。

2. SAICM 策定に至る経緯

- 2002 年 9 月、ヨハネスブルグサミット(WSSD)で定められた実施計画において、2020 年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指し、SAICM を 2005 年末までに取りまとめることとされた。
- 2006 年 2 月、国際化学物質管理会議(ICC M)がドバイで開催され、SAICM を採択。

3. SAICM の概要

SAICM は、「国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言」、「包括的方針戦略」と、これらに関するガイダンス文書「世界行動計画」の三つの文書よりなる。

(1) 国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

以下の事項を含む 30 項目からなる宣言。

- ・ 地球規模の化学物質の生産・使用、特に途上国における化学物質管理の負荷の増大により、社会の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要
- ・ ヨハネスブルグ実施計画の 2020 年目標を確認
- ・ 子供、胎児、脆弱な集団を保護
- ・ 化学物質のライフサイクル全般にわたる情報及び知識を、公衆に利用可能とする
- ・ 国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中に、SAICM を統合
- ・ 化学物質及び有害廃棄物の適正管理を達成するため、すべての関係者の対応能力を強化
- ・ ボランタリーベースで、公的及び民間の財源から、国家的又は国際的な資金を活用、南北格差の是正のため技術支援、財政支援を実施

(2) 包括的方針戦略

SAICM の対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書。

(3) 世界行動計画

SAICM の目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273 の行動項目をリストアップ。実施主体、スケジュールなどが示唆されている。



(5) 工業用ナノ材料に関する環境影響 防止ガイドラインについて

「工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドライン」の公表について

1. 背景

ナノテクノロジーは、革新的な機能や用途、雇用拡大といった側面も含めて、エネルギー・環境、医学、通信、運輸等の様々な分野において今後の国民生活に便益をもたらすことが期待されているが、その利用を我々が享受するためには、利用面での研究開発とともに社会受容性の向上を図ること、特にヒト及び動植物へのばく露が懸念される工業的使用を目的にして意図的に製造されるナノ材料がヒト及び動植物に影響を及ぼすことのないよう、管理が適切に行われることが必要である。

このため環境省では、ナノ材料の使用実態等を踏まえた環境中への放出の可能性と管理手法についての知見の収集と整理を行うため、学識経験者等からなる「ナノ材料環境影響基礎調査検討会」を設置し、今後、事業者等がナノ材料に関する環境保全上の適切な管理方策を選択するための情報を平成21年3月10日に「工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドライン」としてとりまとめた。

2. 「ナノ材料環境影響基礎調査検討会」の委員及び開催状況(敬称略。平成20年4月時点)

○「ナノ材料環境影響基礎調査検討会」の委員

川島 昭二	ナノテクノロジービジネス推進協議会 社会受容・標準化委員会委員
(前任) 宗兼 史典	ナノテクノロジービジネス推進協議会 社会受容・標準化委員会委員)
菅野 純	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター 毒性部長
貴田 晶子	(独) 国立環境研究所 循環型社会・廃棄物研究センター廃棄物試験評価研究室長
神山 宣彦	東洋大学 経済学部経済学科 教授
小林 隆弘	東京工業大学 統合研究院 ソリューション研究機構 特任教授
櫻井 博	(独) 産業技術総合研究所 計測標準研究部門 物性統計科 応用統計研究室 室員
庄野 文章	(社) 日本化学工業協会 REACHタスクフォース事務局長 兼 化学物質管理部長
高月 峰夫	(財) 化学物質評価研究機構 常務理事
鷹屋 光俊	(独) 労働安全衛生総合研究所 環境計測管理研究グループ 上席研究員
鑑迫 典久	(独) 国立環境研究所 環境リスク研究センター環境曝露計測研究室 主任研究員
谷本 憲弘	日本酸化チタン工業会 ナノ酸化チタン小委員会 副委員長
中杉 修身	上智大学大学院 地球環境研究科 教授(座長)
平野 靖史郎	(独) 国立環境研究所 環境リスク研究センター環境ナノ生体影響研究室長
明星 敏彦	産業医科大学 産業生態科学研究所 准教授

○「ナノ材料環境影響基礎調査検討会」の開催状況

- ・第1回検討会 : 平成20年 6月 16日
- ・第2回検討会 : 平成20年 8月 6日
- ・第3回検討会 : 平成20年 12月 24日
- ・第4回検討会 : 平成21年 1月 27日
- ・第5回検討会 : 平成21年 3月 3日

3. その他

ガイドラインの概要及び本文はそれぞれ別添及び別紙として添付。

工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドライン(概要)

1. 背景

ナノテクノロジーは様々な分野において今後の国民生活に便益をもたらすことが期待される。一方、ヒト及び動植物へのばく露が懸念される工業的使用のために意図的に製造されるナノ材料(ナノマテリアル)(以下、「ナノ材料」という。)がヒト及び動植物に影響を及ぼすことのないよう、管理が適切に行われることが必要である。

ナノ材料がヒトや動植物へ及ぼす影響に関する情報は徐々に得られつつあるが、まだ安全性を確保するために必要十分な情報が得られた状況にはない。一方、環境中に放出された後にその有害性が明らかになった場合に、当該物質を回収し、かつ環境を回復するために多大なコストが必要となる。また、環境経由のばく露が起これば、有害性の評価が確定される前に、ヒトあるいは動植物への被害が顕在化するおそれもある。このため、ナノ材料の利用にあたっては、ばく露の防止を未然に図ることが肝要であり、これは被害が発生した際に、原因事業者に求められる多大な負担を軽減する意味でも重要な取組である。

ナノ材料を取り扱う事業者等によって、それらが有する知見に基づいて環境中への放出を防止するための自主的な管理が適切に行われることが期待される。

2. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、事業者等が適切な管理措置を講じることにより、環境経由でヒトや動植物がナノ材料にばく露されることによって生ずる影響を未然に防止することを目的とし、事業者等が環境保全上の適切な管理方策を選択するための情報について、①現時点までの知見、②当面の対応の基本的考え方、③今後の課題として整理したもの。

ナノ材料は物理化学特性、生物影響等の面で多様であり、特定のナノ材料にみられた特徴と影響メカニズムが他のナノ材料にもあてまるとは限らないことにも留意が必要である。

3. 管理方策として当面採るべき対策

ヒト及び動植物へのばく露を未然に防止するための管理方策として、環境媒体への放出経路を特定し、それを踏まえたナノ材料を放出しない製造装置又は施設、製品設計、分別・管理等が行われることが基本である。また、外部放出の可能性がある場合には、それを捕捉し、除去する工程を置くことが必要である。仮に、外部放出されたナノ材料を除去する方策を探ることができない製造装置又は施設等があった場合、事業者等により安全性が十分担保されない限り、他の候補物質の活用等を検討するべきである。

(1) ナノ材料の製造事業場

ナノ材料の製造事業場及び加工事業場では、取り扱っているナノ材料の種類の特定と、また集中的な放出管理が可能である。これらの事業場では、ナノ材料の環境中への放出を抑制するために、可能な限り事業場外への放出が行われない措置を実施することが適当である。

- 製造、梱包、運搬等ナノ材料の取り扱う経路を確認し、閉鎖された場所や密閉容器等を使用する工程を閉鎖系に変更するなど、ナノ材料を放出しない措置を施す。

また、工程の閉鎖化又は密閉化が困難である場合には、環境中にナノ材料が放出されないよう適切な処理工程を置くことが適当である。

- 製造装置からの放出を防止するため、排気装置を外部への拡散防止に有効な箇所に設置する。ナノ材料のために設置された排気装置では、使用しているナノ材料の性状(粒子状のナノ材料は繊維状のものに比べてフィルターによる捕集が困難である)を勘案し、排気部分に環境放出を防止できるフィルターを使用する。
厚生労働省が推奨する局所排気装置(ナノマテリアルの粒径又は凝集の状態、フィルターの捕集能力等を調査し、対象とするナノマテリアルが捕集可能な適切なフィルターを選定するようにし、調査を行わない場合には HEPA フィルター又はこれと同等の性能を有するフィルターの使用)を使用することで、放出抑制には効果があると考えられるが、適正な頻度で交換する等、取扱い上の管理を十分に行う。
- ナノ材料を含む排水は必ず排水処理施設による処理を施すとともに、ナノ材料を含むと考えられる汚泥は、その性状に応じて焼却(炭素系ナノ材料)や固化(無機系ナノ材料)といった措置を施す。
- 取り扱っているナノ材料について、用いた高性能フィルターの除去効率や排水処理による除去効率についての情報収集を行う。

多くの場合、環境中への放出の主な経路は、ナノ材料を含む廃棄物を扱う際に生ずると推測される。特に、不良品や開発用に使用したナノ材料を廃棄する場合には、純度が高く、まとまった量を扱うことになるため、それらを環境中に拡散させないための措置が必要となる。また、製造事業者は製造しているナノ材料の適正な処理方法を検討・確認しておくことが適当である。

- 廃棄処理においては性状に応じて焼却(炭素系ナノ材料)や固化(無機系ナノ材料)といった措置を施す。
使用済みのフィルター、清掃時の紙・布類、不要になったナノ材料、ナノ材料の運搬容器や袋等、ナノ材料が付着している廃棄物あるいはナノ材料そのものは、他の廃棄物と区別して密閉容器に保管し、性状に応じた廃棄物処理が可能のように、含まれるナノ材料の種類や適切な処理方法を表示した上で、自社で処理を行うか又は廃棄物処理事業者に引き渡す。処理を業者に委託する場合、廃棄物データシートでの明示、及びナノ材料の種類に応じた処理方法を指示する。
一方、ナノ材料を含む廃棄物を自社で処理する場合においては、ナノ材料の種類に応じて、(3)に準じた適正な処理を実施する。
- なお、炭素系のナノ材料が付着したグラスフィルター、無機系のナノ材料が付着した布類といった、そのままでは適正な処理が困難な廃棄物は、専門家に相談の上、環境中に放出しない措置を講ずる。

(2)ナノ材料を含む製品の製造事業者

ナノ材料が製品に使用される場合、製品製造事業者はナノ材料をナノ材料自体の製造事業者から購入しているケースが多い。

ナノ材料を含む製品については、使用時の放出の可能性、廃棄後の処理の必要性について、製品の企画・設計の段階において配慮し、製品を経由したばく露の防止策、表示等による使用者への注意喚起等を検討することが適当である。

- ナノ材料を用いた製品の製造を予定する場合、その使用時の放出(例:スプレー)、使用中の放出(例:塗料)、使用後の放出(例:化粧品)、廃棄時の放出の可能性について考慮する。

- 基本的には、ナノ材料を放出させない用途、設計を検討する。仮に環境への放出が避けられない場合は、他の候補物質の活用を検討する。当該ナノ材料の使用が不可避な場合、そのヒトや動植物への影響、環境残留性等について、専門家へ相談しつつ設計・販売を行う。また、それらの評価結果を使用者に明らかにすることを検討する。

(3) ナノ材料の廃棄及びナノ材料を含む製品の廃棄時

廃棄物に含まれるナノ材料の適切な処理方法が明示されているか、処理事業者に明確に伝達される場合は、中間処理施設を含めて、記載された注意事項に留意した廃棄処理が可能となる。廃棄物処理においては、性状によって焼却(炭素系ナノ材料)や固化(無機系ナノ材料)による埋立といった適切な措置を実施することが適当である。

- ばいじんや燃え殻、乾燥した汚泥などの飛散しやすい廃棄物を取り扱う時は、湿潤状態に保つ、二重梱包、密閉容器保管といった飛散防止措置の実施の上、できる限り飛散させないよう丁寧に取り扱う。
- 破碎処理を行う際には製品に含まれるナノ材料が飛散する事がないよう、湿潤化等の適切な処理を施す。なお、不必要的破碎も避ける。

4. 今後の課題

国と事業者が連携して、以下の課題について今後とも取り組むことが必要。

- ナノ材料に関する情報の収集整理
- ヒト及び動植物への影響の確認(試験方法)
- 測定方法の開発
- 環境中での挙動、実態把握
- 管理技術の有効性の確認等



**(6) 化学物質の環境リスク初期評価
(第7次とりまとめ) の結果に
ついて**

化学物質の環境リスク初期評価（第7次とりまとめ）の結果について

平成21年10月28日

環境省総合環境政策局環境保健部
環境安全課環境リスク評価室

○環境リスク初期評価（第7次とりまとめ）の結果の概要

(1) 対象物質

今回の第7次とりまとめにおいては、健康リスクと生態リスクの双方を対象とした環境リスク初期評価を23物質、生態リスク初期評価を10物質、それぞれ実施し、とりまとめた。

(2) 結果

①環境リスク初期評価（健康リスクと生態リスクの双方を対象）

対象とした23物質の環境リスク初期評価の結果を、今後の対応の観点から整理をすると、以下のとおりとなる。

今回の第7次とりまとめにより、これまでに160物質の環境リスク初期評価がとりまとめられたことになる。

		健康リスク初期評価	生態リスク初期評価
A. 詳細な評価を行う候補		【1物質】 1,2,4-トリメチルベンゼン	【0物質】
B. 関連情報の収集が必要	B1 リスクはAより低いと考えられるが、引き続き、関連情報の収集が必要	【3物質】 ジプロモクロロメタン、1,2,3-トリクロロプロパン、プロモジクロロメタン	【2物質】 ジプロモクロロメタン、ピレン
	B2 リスクの判定はできないが、総合的に考えて、関連情報の収集が必要	【2物質】 アクリル酸ブチル、1,3,5-トリメチルベンゼン	【2物質】 1,2,4-トリメチルベンゼン、1,3,5-トリメチルベンゼン
C. 現時点では更なる作業の必要性は低い		【17物質】 アクリル酸2-ヒドロキシエチル、アクリル酸メチル、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン、2,3-ジメチルアニリン、2,4-ジメチルアニリン、2,5-ジメチルアニリン、2,6-ジメチルアニリン、3,4-ジメチルアニリン、3,5-ジメチルアニリン、ジメチルスルホキシド、テトラヒドロフラン、1,3,5-トリクロロベンゼン、 α -ニトロトルエン、ピレン、フタル酸ジアリルエステル、4,4'-メチレン	【18物質】 アクリル酸2-ヒドロキシエチル、アクリル酸ブチル、アクリル酸メチル、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン*、2,3-ジメチルアニリン、2,4-ジメチルアニリン、2,6-ジメチルアニリン、3,4-ジメチルアニリン*、3,5-ジメチルアニリン、ジメチルスルホキシド、テトラヒドロフラン、1,2,3-トリクロロブ

	ジアニリン、 α -メトキシフェノール*	ロパン、1,3,5-トリクロロベンゼン、 α -ニトロトルエン、フタル酸ジアリルエステル、プロモジクロロメタン、4,4'-メチレンジアニリン*、 α -メトキシフェノール
--	-----------------------------	---

注) 2,5-ジメチルアニリンについては、生態リスク初期評価は未実施。

*ガイドラインに従い算出されたMOEやPEC/PNEC比ではリスクの判定は出来ないとなつたが、諸データから総合的に判断して、現時点では更なる作業の必要性は低いと考えられる。

(3) 追加的に実施した生態リスク初期評価の結果

対象とした10物質の生態リスク初期評価結果を、今後の対応の観点から整理すると、以下のとおりとなる。

今回の第7次とりまとめにより、上記環境リスク初期評価の160物質に加え、これまでに90物質の生態リスク初期評価がとりまとめられたことになる。

A. 詳細な評価を行う候補		【3物質】 5-クロロ-2-(2',4'-ジクロロフェノキシ)フェノール、1-デシルアルコール、ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル
B. 関連情報の収集が必要	B1 リスクはAより低いと考えられるが、引き続き、関連情報の収集が必要	【2物質】 1,2,3-トリクロロベンゼン、1-ノナノール
	B2 リスクの判定はできないが、総合的に考えて、関連情報の収集が必要	【0物質】
C. 現時点では更なる作業の必要性は低い		【5物質】 アセナフテン、4- α -オクチルフェノール、ジビニルベンゼン、 α -ブチルベンゼン、4- α -ペンチルフェノール

(4) 留意事項

今回の結果から直ちに環境リスクの抑制が必要であると判断されるわけではない。

